

予算説明資料

(令和5年度一般会計補正予算第1号)

総務財政課

令和5年度一般会計補正予算(第1号)

「第1表 歳入歳出予算補正」の関係

■ 歳入

(単位:千円)

科 目	補正額	補正後の額	補正額のうち主なもの
14 国庫支出金	3,816	478,992	子育て世帯生活支援特別給付金(補助率10/10) 3,816 ①ひとり親世帯分(児童扶養手当受給世帯) 対象:35人(22世帯)見込み 1,908 ②その他世帯分(①以外の非課税子育て世帯) 対象:35人(20世帯)見込み 1,908
合 計	3,816	4,693,624	

■ 歳出

(単位:千円)

科 目	補正額	補正後の額	補正額のうち主なもの
3 民生費	3,816	928,805	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 3,816 ・対象世帯へ児童1人あたり5万円給付 対象:70人(42世帯)見込み 3,500 ・給付事務費 316
合 計	3,816	4,693,624	

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金事業【新規】

補正予算額：3,816千円

1 現状と課題及び必要性

- 子育て世帯は、子育ての負担に加えて、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、収入減少や食費等の物価高騰等により家計が圧迫。
- 対応するため、政府が、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯への給付金の支給を閣議決定（令和5年3月28日）。

2 目的

- 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援。

3 概要

○支給対象者

- ① 児童扶養手当受給世帯（低所得のひとり親世帯）
見込数：35人（22世帯）
- ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
見込数：35人（20世帯）

- ※ ①②とも令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯が対象
ただし、次の場合も申請により支給対象
 - ・①又は②となった世帯、またはそれ相当の収入となった世帯で、令和5年3月31日時点において18歳未満の子ども
 - ・令和6年2月29日までに生まれた乳児

	非課税世帯	課税世帯
① 児童扶養手当(※1)受給世帯	対象	対象
② ①以外の非課税の子育て世帯	対象	非対象(※2)

※1 児童扶養手当：父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない18歳以下の子どもを監護・養育する人へ支給する手当（児童手当とは相違）

※2 課税世帯で物価高騰による家計急変により非課税相当の収入となった世帯については、申請により支給対象

○給付額

- 子ども1人あたり現金5万円
※国の制度に基づく給付額5万円（補助率10/10）

○支給予定日

令和5年5月30日 ※申請による支給対象者は随時支給

4 補正予算額

3,816千円

【歳入】

- 子育て世帯生活支援特別給付金補助金（国庫） 3,816千円
 - 内 ①児童扶養手当受給世帯分 1,908千円
 - ②①以外非課税世帯分 1,908千円

【歳出】

- 子育て世帯生活支援特別給付金 3,816千円
 - 内 ①,②世帯給付金 3,500千円
 - 給付事務費 316千円